

奈良県告示第二十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年三月奈良県告示第六百九十八号で指定し、昭和五十三年三月奈良県告示第八百十一号、平成十三年五月奈良県告示第九十六号及び平成二十三年五月奈良県告示第五十八号で区域を変更した桜井市に係る農業振興地域について、別図の斜線で示す部分に該当する土地の区域を追加するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾